

この度の新型コロナウイルス感染症の被害にあわれた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症 Q & A

借金

Q1 以前から借金の返済に苦労していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、いよいよ返済が困難となりました。どうすればよいですか。

【答え】借金(債務)について、債務整理をすることが考えられます。



労働

Q2 新型コロナウイルス感染症の影響により会社の業績が悪化したという理由で、解雇(雇止め)されました。

【答え】今回の新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする、無条件の解雇や雇止めは認められません。



契約

Q3 新型コロナウイルス感染症の影響により賃料の支払が1か月できませんでした。すぐに立ち退かなければならないのでしょうか。



引っ越し費用もなく行く所もない…

【答え】立ち退く必要があるかどうかは、賃貸人と賃借人の信頼関係が破壊されたといえる程度の不払いがあったかどうかによります。



毎日続く言葉の暴力。もう耐えられない。
早くこの生活から逃げだしたい。

家庭

Q4 夫(または妻)から、殴る・蹴るといった暴力や「死ね」「殺すぞ」といった暴言などのDVを受けています。シェルターへ避難する方法があると聞きましたが、それ以外に危険を避けるためにできることはありますか？

【答え】DV防止法に基づく保護命令を地方裁判所へ申し立てることが考えられます。保護命令の申立ては、ご自身で行うこともできますので、申し立てを希望する方は、最寄りの地方裁判所にお問い合わせください。なお、申し立ての際には、事前に配偶者暴力相談支援センターまたは警察署に相談しておく、公証人面前宣誓供述書を提出する必要がありません。

※Q&Aの解説は、法テラスのホームページに内容を掲載しておりますので、ご覧下さい。

<https://www.houterasu.or.jp/>



初めて法テラスをご利用される方は、サポートダイヤルへ


おなやみなし



0570-078374

(IP電話からは 03-6745-5600 まで)



 法テラスのホームページで公開中！



電話による法律相談

法テラス二本松では、新型コロナウイルス感染予防のため 面談による法律相談を休止し **電話による法律相談(予約制)**を実施しています。

(令和2年11月30日現在)

- ①電話で法律相談の予約申し込み。
- ②相談日時の打ち合わせ 連絡先等をお伝え下さい。
- ③お客様の連絡先に弁護士から電話が入ります。



よろず相談(各種専門家相談)は面談相談を実施しております。

◆無料法律相談はお早めに

相談には期限があります。震災法律援助の無料相談は、令和3年3月31日終了予定です。

◆土曜法律相談

第2・第4土曜日に法律相談を試行実施しています。



法律をもっと身近に 法テラス二本松の3つの仕事

法テラス二本松は、東日本大震災被災地出張所として平成24年9月にオープンしました。被災地の復興支援のため、弁護士による法律相談や各種専門の相談を実施しています。



法律相談 (弁護士)

よろず相談 (各種専門家)

情報提供 (職員)

担当	火	水	木	金	土
弁護士	●	●	●	●	● ※第2・第4
専門家	●	●	●		

火曜日…社会保険労務士、行政書士、社会福祉士

水曜日…司法書士(午後のみ)

木曜日…税理士、土地家屋調査士、建築士

【法テラス二本松】 相談予約・お問い合わせ

☎0570-078375 (IP電話からは☎0503381-3803) 火曜～土曜 9時～17時
〒964-0904 二本松市郭内1丁目196-1 福島県男女共生センター4階